

茅ヶ崎市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和6年11月6日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

教育推進部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和6年10月31日（木）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 社会教育課

〈市道7449号線関連発掘調査業務〉

市道7449号線道路改良事業に伴う土地賃貸借契約について、茅ヶ崎市財務規則（昭和47年3月31日規則第14号）別表第3（第30条関係）では、使用料及び賃借料を支出負担行為として整理する時期について「契約締結のとき又は請求のあったとき。」と規定されていますが、契約締結日より前に支出負担行為書が作成されていました。

〈指定重要文化財等保存修理費等補助金〉

指定重要文化財等保存修理費等補助金について、茅ヶ崎市教育委員会教育推進部社会教育課所管に係る補助金交付要綱の別表では、交付の時期は実績報告書提出後 1 月以内と規定していますが、実績報告書提出後 1 月以内に支払いをしていませんでした。

この事項については、適切な措置を講じてください。

〈下寺尾史跡用地測量業務委託〉

下寺尾史跡用地測量業務委託について、電子契約の手続きに不備がありました。

(2) 博物館

〈文化資料館残置物収集・運搬及び処分業務委託〉

茅ヶ崎市契約規則（昭和 47 年 3 月 31 日規則第 15 号）第 24 条第 1 項では、「落札者は、落札決定の日から 7 日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、文化資料館残置物収集・運搬及び処分業務委託は、落札決定の日から 7 日以内に契約を締結していませんでした。

〈PCB 安定器収集運搬処分委託（旧文化資料館）〉

茅ヶ崎市財務規則（昭和 47 年 3 月 31 日規則第 14 号）別表第 3（第 30 条関係）では、委託料を支出負担行為として整理する時期について「契約締結のとき。」と規定されていますが、PCB 安定器収集運搬処分委託（旧文化資料館）は、契約締結前に支出負担行為書が作成されていました。

〈博物館総合管理委託業務〉

茅ヶ崎市事務決裁規程（昭和 35 年 2 月 5 日訓令第 1 号）別表第 1（第 6 条、第 8 条関係）では、委託料に係る 1,500 万円以上の支出負担行為書の決裁区分は市長となっていますが、決裁権者に誤りがありました。

〈茅ヶ崎市博物館除草・管理等業務委託〉

茅ヶ崎市財務規則（昭和 47 年 3 月 31 日規則第 14 号）別表第 3（第 30 条関係）では、委託料を支出負担行為として整理する時期について「契約締結のとき。」と規定されていますが茅ヶ崎市博物館除草・管理等業務委託は、契約締結前に支出負担行為書が作成されていました。

また、変更契約において、業務委託変更契約の締結日より前に文

書が施行されていました。

(3) 小和田公民館

〈出勤簿及び振替命令簿兼整理表〉

1 会計年度任用職員の報酬及び通勤手当について、過払い及び過少払いがありました。

2 会計年度任用職員について、茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年10月4日条例第26号）第8条に規定する時間外勤務手当に相当する報酬の支給がされていませんでした。

(4) 鶴嶺公民館

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(5) 松林公民館

〈印刷機・複写機使用台帳〉

1 印刷機の使用料について、計算誤りにより過徴収していました。

2 6月分、11月分、2月分の印刷機・複写機使用料の調定額に誤りがありました。

(6) 南湖公民館

〈出勤簿・年次有給休暇・夏季休暇管理簿〉

会計年度任用職員の報酬について、茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年10月4日条例第26号）第8条に規定する時間外勤務手当に相当する額の支給がされていませんでした。

〈南湖公民館高圧ケーブル取替〉

茅ヶ崎市財務規則（昭和47年3月31日規則第14号）別表第3（第30条関係）では、修繕料を支出負担行為として整理する時期について「契約締結のとき。」と規定されていますが、南湖公民館高圧ケーブル取替は、請書を受領する前に支出負担行為書が作成されていました。

(7) 香川公民館

〈会計年度任用職員（社会教育嘱託員）〉

会計年度任用職員について、直行直帰で出張した職員に茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年10月4日条例第26号）第14条に規定されている通勤に係る費用弁償が支給されていました。

〈香川公民館 トップライトカバー修繕外2件〉

- 1 香川公民館 トップライトカバー修繕
 - 2 香川公民館 雨水配水管切廻し修繕
 - 3 香川公民館 PCB含有疑い機器交換及び移動運搬修繕工事
- 以上3件については、茅ヶ崎市財務規則（昭和47年3月31日規則第14号）別表第3（第30条関係）では、需用費（修繕料）を支出負担行為として整理する時期について「契約締結のとき。」と規定されていますが、契約締結前に支出負担行為書が作成されていました。

〈公民館まつり〉

公民館まつりの委託契約について、見積もり合わせで事業者が確定する前に委託通知書を発出していました。

(8) 青少年課

〈単位子ども会補助金 外1件〉

- 1 単位子ども会補助金
- 2 青少年育成推進協議会交付金会計年度任用職員の報酬

以上2件について、茅ヶ崎市教育委員会教育推進部青少年課所管に係る補助金等交付要綱の別表では、交付の時期を「補助金等交付決定通知後1月以内」と規定していますが、補助金等交付決定通知後1月以内に交付していないものがありました。

〈青少年育成推進協議会交付金〉

茅ヶ崎市財務規則（昭和47年3月31日規則第14号）別表第3（第30条関係）では、負担金補助及び交付金を支出負担行為として整理する時期について「請求のあったとき、指令をするとき又は交付決定のとき。」と規定されていますが、青少年育成推進協議会交付金は、交付金の交付を決定をする前に支出負担行為を行っていました。

〈茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業委託業務（広域児童クラブ） 外1件〉

- 1 茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業委託業務（広域児童クラブ）

2 茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業委託業務（鶴が台小学校区）以上2件について、委託業務仕様書の記載内容に不備がありました。また、茅ヶ崎市契約規則（昭和47年3月31日規則第15号）第7条では、「入札に当たっては、仕様書、設計書等により入札に付する事項の予定価格を定め、当該予定価格を記載した予定価格調書を作成しなければならない。」と規定されており、同第19条では、「政令第167条の2の規定により随意契約を締結しようとするときは、第7条の規定に準じ予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならない。ただし、予定価格が50万円未満の契約をするときは、予定価格調書の作成を省略することができる。」と規定されていますが、50万円以上の随意契約を締結するにあたり、予定価格調書を作成していませんでした。

(9) 図書館

〈空調設備保守点検業務委託〉

茅ヶ崎市契約規則（昭和47年3月31日規則第15号）第82条において準用する同規則第71条第2項では、「契約者は、工事の一部を第三者に請負わせようとするときは、請負工事一部下請負届を市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、当該業務のうち一部業務について、再委託の届出が行われていませんでした。

〈会計年度任用職員の年次有給休暇〉

会計年度任用職員の年次有給休暇について、繰り越す日数を誤り、本来付与すべき日数より多く付与していました。

また、当該会計年度任用職員が、誤って付与された年次有給休暇を取得したことにより、報酬の過払いがありました。